

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく
補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域経済の成長や住民生活の向上を図るとともに、災害時には救援活動や、復旧復興等、市民の生命を守るライフラインとして必要不可欠な社会基盤である。本町においても、東海環状自動車道などの幹線道路の早期完成が期待されており、また老朽化対策、通学路の交通安全対策等の課題に直面するなか、安全安心で円滑な交通を確保する道路整備は急務であり、整備事業に係る持続的かつ安定的な財源の確保は極めて重要となっている。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、交付金事業等の補助率等の嵩上げが平成29年度までの時限措置となっており、道路財特法による嵩上げ措置の廃止は、補助事業を活用する地方において財政負担をもたらし、道路整備事業に遅滞を招くこととなる。

よって、国においては道路整備を引き続き促進するため、長期的かつ安定的な予算の確保と拡充を図るとともに、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

岐阜県養老郡養老町議会議長 青山 貞一

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
国土交通大臣